

熊本県なりわい再建資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和二年七月豪雨により被害を受けた県内中小企業者等の復旧・復興を支援するため、予算の範囲内において、なりわい再建資金利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、熊本県補助金等交付規定（昭和56年熊本県規定第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「令和二年七月豪雨」とは、令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第223号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」及び第3項に規定する「小規模企業者」をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊本県なりわい再建支援補助金（以下「なりわい再建支援補助金」という。）の交付確定を受けた中小企業者等のうち、金融機関が行う特定の貸付を受けたものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付対象外とする。

- 一 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されるとき
- 二 交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超えるとき

(特定の貸し付けを取扱う金融機関)

第4条 前条に規定する「金融機関」は、次のとおりとする。

- 一 熊本県中小企業融資制度の取扱金融機関
- 二 株式会社日本政策金融公庫

2 前条に規定する「特定の貸付」（以下「特定貸付」という。）は、前項第1号の金融機関が行う「熊本県金融円滑化特別資金（豪雨分）」並びに、同項第2号の金融機関が行う「令和2年7月豪雨特別貸付（国民生活事業）」及び「令和2年7月豪雨特別貸付（中小企業事業）」をいう。

(交付対象経費)

- 第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子額（遅延損害金は除く。）に、特定貸付の借入額に対するなりわい再建支援補助金交付確定額に対応する自己負担額の割合（10分の10を上限とする。）を乗じた額とする。ただし、特定貸付の借入額については、中小企業者等が、前条第1項第1号の金融機関が実施する「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」並びに同項第2号の金融機関が実施する「新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）」及び「新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）」のいずれかを利用している場合においては、これら融資制度における借入額のうち、令和二年七月豪雨の復旧・復興に係る借入額を除くこととする。
- 2 受給資格者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

(交付対象期間)

- 第6条 利子補給金を交付する期間は、特定貸付の開始から最大3年間とする。

(交付の申請)

- 第7条 利子補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。ただし、2回目以降の交付申請においては、交付申請書兼請求書（1号様式）に替えて、交付申請書兼請求書（2号様式）を提出することとし、次の第一号から第四号の書類は不要とする。
- 一 なりわい再建補支援助金に係る交付確定通知書の写し
 - 二 特定貸付に係る金銭消費貸借契約書の写し
 - 三 特定貸付に係る返済口座の通帳等の写し（カタカナ口座名義を確認できるページ又は画面）
 - 四 誓約書（3号様式）
 - 五 その他熊本県知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類
- 2 前項の提出期限は毎年12月10日までとする。
- 3 知事は、交付請求額の確認のため、第4条第1項に規定する金融機関に対して、前項で規定する期間までに申請者から受け付けた利子補給金に係る受取利子額証明書発行依頼書（4号様式）を送付するものとし、これを受け付けた金融機関は、知事に対して受取利子額証明書（5号様式）を提出するものとする。なお、各書面の提出期限は知事と金融機関で協議を行ったうえで設定するものとする。
- 4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付の決定及び確定)

- 第8条 知事は、前条第1項により申請者から提出された交付申請書兼請求書等及び同第3項により金融機関から提出された受取利子額証明書について内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び確定通知書（6号様式）により申請者に通知するとともに、交付決定及び確定額一覧表（7号様式）により金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第9条 知事は、前条の交付決定及び確定の通知後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 知事は、申請者が、次のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請を行ったとき
- 二 特定貸付を借入れの目的以外の目的に使用したとき
- 三 特定貸付について、繰上償還、期限の利益喪失又は熊本県信用保証協会による代位弁済がなされたとき
- 四 熊本県補助金等交付規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき
- 五 その他知事が特に必要と認めるとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。